

## ICT戦略室発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由 (随意契約理由番号)</a>	WTO
1	令和元年度 センタープリンタ (連続帳票)消耗品(トナー・ 現像剤)買入	26:OA機器・用 品	富士ゼロックス株式会社 大阪営業所	1,873,696	令和2年3月18日	地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号	G30	-

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和元年度 センタープリンタ（連続帳票）消耗品（トナー・現像剤）買入

2 契約の相手方

富士ゼロックス株式会社

3 随意契約理由

センタープリンタ（連続帳票）は、富士ゼロックス株式会社製のプリンタであり（H25.9.7入札）、センタープリンタに使用する消耗品のトナー及び現像材は、同社製の純正消耗品を使用しないと、印刷品質及び機器の安定稼働が保証されないことから、同社製の消耗品を使用する必要がある。富士ゼロックス株式会社は、当該製品を販売している唯一の業者であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とし、富士ゼロックス株式会社を特名とし、契約相手方とするものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G30）

5 担当部署

I C T戦略室基盤担当（電話番号 06-6543-7123）